

いわゆる「ごみ屋敷」について

・令和4年3月18日付で日色委員から提案された「セルフ・ネグレクト」は、「ごみ屋敷」について考える上で重要なキーワードであると考えます。

・自治体による「ごみ屋敷」対策－福祉と法務からのアプローチ | 公益財団法人日本都市センター (toshi.or.jp) において、「ごみ屋敷」とセルフ・ネグレクトの視点の必要性や、自治体の取組みなどがまとめられているので共有したい。全文ダウンロード可 [report181.pdf \(toshi.or.jp\)](#) 以下、簡単に紹介する。

①資料1 P230～

都市自治体の「住居荒廃」問題に関するアンケート集計結果調査の概要

調査対象	814 地区 (791 市、23 特別区)
調査期間	2018 年 1 月 9 日～1 月 31 日
回収率	370 市区 (45.5%)

P255～

Q9「住居荒廃」の問題に取り組む上で、どのような課題があると考えるか。次の各観点について、それぞれ該当する項目をすべて選択（複数選択・記述）

(ア) 居住者に対する支援について

- 本人が支援を受けることを望まない 57%
- 行政が支援することの是非 48.7%
- 家族・親族の協力が得られない 36.8%

(イ) 解決に向けた法的な対応について

※参考資料 P268～「居住者への支援および「住居荒廃」対策に関する法制度

- 対応するための法的根拠がない 46.8%
- 法的な対応は根本的な解決につながらない 31.4%

(ウ) 取り組み体制について

- 担当部署が不明確 49.7%
- 職員の不足 36.8%
- 職員の専門的知見の不足 28.1%
- 関係部署との連携が不十分 25.9%

「周辺住民の生活環境に悪影響をもたらす「住居荒廃」は、その住居に居住する本人の生活環境、場合によっては健康や生命をも脅かすものであり、誰もが自らそうした状態を発生させているとは限らない」（北里・釘持 P7）

P12～

②いわゆる「ごみ屋敷」の実態とその背景に潜むもの 岸恵美子

セルフ・ネグレクトについて、岸の定義

「健康、生命および社会生活の維持に必要な、個人衛生、住環境もしくは整備又は健康行動を放任・放棄していること」

高齢者調査から

・セルフ・ネグレクト状態にあると考えられる高齢者の推計値は、9,381～12,190 人であるが、そもそも、自治体はセルフ・ネグレクト状態にある高齢者を把握していないため、潜在している高齢者はかなり多いと推察
・地域包括支援センターが把握したセルフ・ネグレクト状態にある高齢者の相談受付時の状況として、「不衛生な家屋に居住」「衣類や身体の不衛生の放置」の項目は6割を超えていた。

→「ごみ屋敷」はセルフ・ネグレクトの一類型であるのではないか。

P34～

③「荒廃した居住の住人に対する精神保健福祉的介入のあり方」菅原 誠

アンケート P245 考えられる発生要因・併発している課題

→家族や地域からの孤立 26.3%

総合失調症やうつ病などの精神障害(疾患) 24.6%

経済的困窮 24.9%

認知症 22.6%

身体能力の低下、身体障害(疾患) 21%

精神障害に関連していると分類できる項目(WHOの診断基準で精神および行動障害に分類される)は「総合失調症やうつ病などの精神障害(疾患)」24.6%「知的障害」8.5%、「発達障害」8.7%、「アルコール依存症」4.0%合計すると**全体の45.8%**、「認知症」を含めると**約7割にのぼる**。

・「片づける能力に欠ける人」

身体疾患による身体能力の低下、認知症やアルコール依存症、精神疾患、知的発達症の結果としてセルフ・ネグレクトに陥っている。

・「堆積物を不要なものだとは認識していない人」

片づける動機がなく、本人は困っていない。自ら積極的に社会的接触拒絶し、セルフ・ネグレクトを作り出している。

※P57～

法的に解決する倫理的可能性について（菅 富美枝）

セルフ・ネグレクトの問題と捉えるにも、**本人の判断能力の有無を慎重に探り、自己決定支援を徹底的に試みることから始めるべき。**

- ①自己決定支援を徹底して本人が解決への道を自ら選択することを待ち、その上で実現に協力する
- ②もし本人に自己の置かれた環境に対する誤解があるならば、（ごみをごみと認識できず、摂取可能な食物や、保存可能な財物であると誤解しているよう場合）その誤解を解くことに努める。
- ③本人に自己の置かれた環境に対する理解をする能力が欠如していると客観的に認められる場合には、後見人を選任し、本人に判断能力があれば選択するであろう決定を、本人の福祉に照らし合わせながら代行する。**（本人に判断能力が「ない」とする評価を慎重に行うこと）**
- ④公法的な強制的介入の法的根拠を探るべき（条例制定など）

ⁱ 内閣府:セルフネグレクト状態にある高齢者に関する調査；幸福度の観点から 平成 22 年度内閣府経済社会総合研究所委託事業 2011